

令和6年第7回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年5月21日（火）
開会 14時40分 閉会 15時45分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長（以下「教総課長」という。） 安部 洋子
教育総務課総務企画係副主幹 松田 孝弘
教育総務課学校施設管理係総括主幹 塩月 禎典
教育総務課学校施設管理係総括主幹 村井 利久
学校教育課長 柳井 慎也
社会教育課長（以下「社教課長」という。） 丸山 純一
体育保健課長 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 7件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 第7回教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、藤崎委員が欠席です。

教育長 それでは、令和6年第7回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、平井委員にお願いしたいと思いま
す。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の中から多田が行います。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時を予定しています。

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 議案第24号から議案第26号までは人事に関することを含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第24号から議案第26号までは、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第24号から議案第26号までは、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第20号から議案第23号まで及びその他報告事項等を行いまして、次に非公開による議事、議案第24号から議案第26号までを行います。

議 事

【議 案】

議案第20号 令和6年第2回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について
・令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）【別紙1】

議案第21号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の評価方法の変更に
ついて

議案第22号 佐伯市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
実施要綱の一部改正について

議案第23号 佐伯市教育点検評価事務外部評価委員会設置要綱の一部改正について

議案第24号 佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について

議案第25号 佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について

議案第26号 令和7年度使用教科用図書の採択手続について

議案第20号 令和6年第2回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見につい
て

教育長 それでは、議案第20号令和6年第2回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員

会の意見について、令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）を丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長　議案第20号につきましては、補正予算に関する案件です。今回の補正につきましては、社会教育課の事業であります佐伯城跡保存活用計画策定事業に係る減額の補正です。まずは、事業、補正理由について説明をさせていただきます。

この事業は、昨年3月に国指定された史跡佐伯城跡を適切に保存、活用していくための基本的な指針となる保存活用計画を策定する事業で、国の補助事業を活用して、今年度と来年度の2か年で行う事業です。

補正理由につきましては、今年度の国の補助金の内示額が当初予定していた金額よりも減額されたことから、事業内容の見直しによる減額と財源更正を行うためであり、歳入歳出それぞれ補正額を計上しているところです。

それでは、補正予算書により補正内容を説明させていただきます。まず歳入につきましては、教育費国庫補助金が、今回の補正により191万5,000円減額ということです。こちらにつきましては、全て社会教育費補助金の減額によるものです。先ほど説明しましたとおり、当初補助金の額を291万5,000円と算定していたのですが、国に申請をする中で、初年度の事業につきましては、補助対象事業費を200万円までしか見ることができないという国の指示がありまして、補助金はその2分の1の100万円ということになりました。よって、当初予定していました291万5,000円から、国から示された内示額の100万円を引いた191万5,000円を減額するというものです。

次に、歳出につきましては、佐伯城跡保存活用計画策定事業の予算額を52万7,000円減額するものです。国の補助金の減額に伴い、計画を策定するための委員会、有識者で組織する委員会を設置するのですが、その開催回数等の見直し、そして、初年度に委託業務として計画策定業務を発注するのですが、その委託業務の見直しにより、報償費が△4,000円、旅費が△6,000円、委託料が△51万7,000円ということで、合計52万7,000円の減額になっています。

そして、国費の減額に伴い、一般財源の持ち出しが138万8,000円増えるということになっています。

必要最低限の部分ということで見直しを行い、52万7,000円の減額ということがあります。

それから、今回策定しようとしています佐伯城跡保存活用計画の策定支援業務を発注するのですが、この業務が2か年にわたる業務ということでありますので、複数年にわたる契約ができるよう、債務負担行為を設定することといたしました。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書に追加という形で、史跡佐伯城跡保存活用計画策定支援業務の委託限度額を990万2,000円。当該年度以降の支出予定額、来年度になりますが令和7年度に990万2,000円。その財源としましては、国庫支出金が2分の1の495万1,000円、一般財源がその残りの495万1,000円ということで、新たに債務負担行為を設定するものです。

以上で議案第 20 号についての説明を終わります。

教育長 それでは、ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員 最終的には満額もらえるということですか。

社教課長 今年度につきましては、初年度の事業対象が 200 万円ということではありましたが、来年度は来年度の補助対象経費の 2 分の 1 ということで、要綱上にはそのように書かれていますので、当然 2 分の 1 いただけていると思っています。

教育長 ほかにございますか。

教育長 それでは、議案第 20 号についてお諮りいたします。議案第 20 号第 2 回佐伯市議会定例会に提出する議案については、異議なしということでよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第 20 号については、異議なしとします。

議案第 21 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の評価方法の変更について

議案第 22 号 佐伯市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部改正について

議案第 23 号 佐伯市教育点検評価事務外部評価委員会設置要綱の一部改正について

教育長 続きまして議案第 21 号から議案第 23 号までを一括して、教育総務課から説明をいたします。安部教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 それではまず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の評価方法の変更について、ご説明いたします。

この議案は、教育委員会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告することが義務づけられていますが、その評価の方法を変更するに当たり、教育委員会の承認を求めるものです。

議案資料の 3 ページの内容を 4 ページに沿ってご説明いたします。議案資料の 4 ページの左側が昨年度までの点検評価表で、右側が今回改正を求めている点検評価方法による点検及び評価表です。昨年度までの評価方式では、3 の「目標指標の達成状況」により、評価結果を達成、未達成の 2 段階の評価としていましたが、教育点検評価事務外部評価委員等から目標指標の値だけで評価することになるため、施

策全体での評価をしてはどうかや達成率などで自動的に判定してはどうかという意見がありました。これを踏まえ、右側の点検及び評価表に改め、「主な取組」について、取組、成果に評価を加え、５段階で評価することとしました。

次に、「未達成の課題と今後の取組」を「今後の課題と取組」とし、先ほどの取組に対して今後の課題と取組を記載することとしました。

続きまして、「目標指標の達成状況」の評価を第２期佐伯市長期総合教育計画さいき“まなび”プランの目標年度である令和１０年度の目標値に対して、毎年度の進捗に応じて５段階で評価することとしました。例えば、今年度であれば、１年目ですので、目標値まで２０パーセントを達成していれば、評価は５。４年目では、８０パーセントを達成していれば５というように、年度ごとの進捗で評価をすることとしました。また、進捗で判断できないもの、例えば、小中学校の施設長寿命化改修数などのその年度だけでは判断できないが、目標年度では達成が見込めるようなものに関しては、評価を４とすることとしました。

最後に、今までの「評価結果」を「施策に対する評価」とし、「主な取組」の取組に対する評価と「目標指標の達成状況」の目標指標の評価の合計をＡからＤまでの４段階で評価することとしました。

以上で教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の評価方法の変更についての説明を終わります。

引き続き議案第２２号佐伯市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部改正について、説明をさせていただきます。

この議案は、先ほど説明させていただきました議案第２１号により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の評価方法の変更をするに当たり、その点検及び評価の実施について必要な事項を定めています要綱を改正しようとするものです。

第１条に記載されていますが、この要綱は、点検及び評価の実施について必要な事項を定めたものであり、第６条に点検及び評価の手法が規定されています。これまでは、評価に当たってはできる限り具体的な指標を用いるものと規定されていますが、先ほど議案第２１号において説明させていただきましたように、今後は点検及び評価の評価方法を目標指標の評価だけで判定するのではなく、目標指標の評価と各施策の目標を達成するために行った取組の評価のこの２つの評価を踏まえて、各施策を４段階で評価しようとすることから、この要綱の第６条に規定されています点検及び評価の手法につきましても、資料にありますように規定を改正しようとするものであります。あわせて、第１条で法律の条文を引用していますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、同法第２７条が第２６条に繰り上げられたため、この要綱において引用する条項につきましても、第２７条を第２６条に改正するなどの規定の整理を行うこととします。

以上が議案第２２号の説明となります。

最後に、議案第２３号佐伯市教育点検評価事務外部評価委員会設置要綱の一部改正について説明させていただきます。

これまで説明させていただきました点検及び評価を行うに当たっては、法律の規

定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとして
いることから、本市教育委員会におきましても、佐伯市教育点検評価事務外部評価
委員会を設置し、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴くこととしています。
この委員会を設置するに当たり、佐伯市教育点検評価事務外部評価委員会設置要綱
を制定しています。この議案につきましては、この委員会の設置要綱を改正しよ
うとするものであります。

第1条の改正につきましては、先ほどの議案第22号と同様に引用しています地
方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、同法第27条が第26条に繰
り上げられたことから規定を整理するものであり、また、第5条においてこの委員
会の進行を教育次長が行うこととなっていますが、現在は教育委員会事務局に教育
部長を置くこととされていることから、第5条第2項の教育次長を教育部長に改め
る改正を行うものであります。

以上が議案第23号の説明となります。

教育長 それでは、今説明がありました議案第21号から議案第23号までについて、御質
問、御意見があればいただきたいと思います。

教育長 評価方法の変更について、御理解をいただくということによろしいですか。
議案第21号から議案第23号までについては、それぞれ提案のとおり承認してよ
ろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第21号から議案第23号までについては、それぞれ提案のとおり承認しま
す。

報告事項等

- ・休校となっている小・中学校について
- ・佐伯市学校施設長寿命化計画について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第24号から議案第26号までを
行います。関係者のみ出席とし、その他の課長、傍聴人は退席をお願いいたします。

議 事

議案第24号 佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について

教育長 それでは、議案第24号佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について、丸山社会教
育課長が説明をいたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 25 号 佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について

教育長 続いて、議案第 25 号佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について、柳井学校教育課長が説明をいたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 26 号 令和 7 年度使用教科用図書の採択手続について

教育長 続いて、議案第 26 号令和 7 年度使用教科用図書の採択手続について、柳井学校教育課長が説明をいたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 それでは、令和 6 年第 7 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 15 時 45 分